

豊岡市立出石中学校におけるインターネットの利用に関する要項

1.目 的

豊岡市立出石中学校におけるインターネットの利用に関し個人情報を保護するとともに、生徒にネットワーク利用における基本的な情報モラルを身につけさせる観点から、必要な項目を定める。

2.インターネットの利用の基本

インターネットを利用するにあたっては、次の点に留意する。

- (1) 生徒及び関係者の個人情報の保護に努める。
- (2) 生徒の情報活用能力の育成を図る。
- (3) 開かれた学校の推進に努める。
- (4) 国際理解教育の推進に努める。
- (5) その他、総合学習の視点からの教育推進に努める。

3.インターネットの主な利用形態は、次のようなものがある。

- (1) 特別活動や各教科での学習事項のまとめ等を、学校のホームページを介して発信すると同時に、意見等を受信する。
- (2) 学習に関連する情報を検索したり、関連する質問を送り、回答を得る。
- (3) 授業で活用できる画像データや文書データを収集・加工して、教材作りに活用する。
- (4) 電子メールにより、国内及び海外の都市・学校等との交流を行う。

4.個人情報の発信とその範囲

インターネットを利用して生徒の個人情報を発信する場合には、本人および保護者の同意を得ることを前提とし、教師の指導のもとに発信する。その際、以下の点について留意する。

(1) 名前

原則として姓を用い、名は使わない。ただし、同名の場合は名の一部を

() で表記する場合がある。

(2) 意見・主張等

生徒の意見、考え、主張については教育上の効果が認められる場合に限り発信することができる。

(3) 写真

生徒の写真を使う場合は、顔と名前が一致する公開の仕方はしない。

(4) その他の個人情報

住所、電話番号、生年月日、趣味、その他の個人情報は、発信しない。ただし、電子メール等で相手が特定される場合には、必要に応じて自己紹介程度の個人情報を発信することがある。

5.教師による指導の徹底

ネットワーク利用における情報モラルについて次のように指導を徹底する。

- (1) SNSを利用する場合には、他人の中傷をしない、著作権、知的所有権に配慮するなど基本的モラルの養成する。
- (2) 生徒が発信するデータ等は校内で集約し、教師の確認を経て、外部に発信するシステムを構築するよう努める。
- (3) インターネットの特性を考慮し、教育上有害な情報の取り扱い等の指導を徹底する。

6.情報教育部会

学校長は、SNSの適正な利用と情報教育の推進を図るため、校内に情報教育部会を置く。情報教育部会は次の事項を協議する。

- (1) SNSにかかわる基本的事項
- (2) 情報の登録・更新・抹消の審議
- (3) ICT教育推進に係る取組の推進、環境整備
- (4) その他、ネットワーク利用の推進に係わる基本的事項

7.ホームページ取扱責任者

- ・学校長はホームページ取扱責任者を置き、教頭をこれに充てるものとする。
- ・本要項を学校のホームページ上で必ず明記するものとする。